

監査結果公表第19-13号

定期監査の結果に対する措置の通知の公表について

次のとおり監査結果に対する措置の通知がありましたので、地方自治法第199条第12項及び八尾市監査委員条例第8条の規定により公表します。

平成19年11月1日

八尾市監査委員	西浦昭夫
同	北山諒一
同	浜田澄子
同	内藤耕一

記

1 措置の通知

定期監査の結果に対する措置の通知

平成19年10月15日付け八農委第17号（農業委員会事務局）

平成19年10月22日付け八選管第168号（選挙管理委員会事務局）

2 問合せ先

八尾市本町一丁目1番1号

八尾市監査事務局

電話番号 072-924-3896（直通）

3 その他

措置の通知については、市役所3階の情報公開室及び八尾市ホームページで閲覧できます。

八 農 委 第 17 号
平成19年10月15日

八尾市監査委員	西 浦 昭 夫 様
同	北 山 諒 一 様
同	浜 田 澄 子 様
同	内 藤 耕 一 様

八尾市農業委員会
会長 田 中 良 明

監査の結果に対する措置の通知について

平成19年4月26日付け監査報告第19-4号の、定期監査の結果に基づく措置を別紙のとおり
講じましたので、地方自治法第199条第12項の規定により報告いたします。

(別紙)

定期監査の結果に対する措置の内容

農業委員会事務局

〔文書指摘分〕

指摘事項	講じた措置又は経過の報告
<p>1 手数料等の納入について</p> <p>証明手数料及び諸証明用紙売却代金について、1 ヶ月ごとに金融機関に納入されているが、八尾市財務規則に基づき適正な事務処理に改められたい。</p>	<p>措置状況 1. 措置済 (平成19年5月11日)</p> <p>手数料等の収入は定期的なものではなく随時であります。 よって指摘後の事務処理においては、領収後速やかに金融機関に納入するよう改善いたしました。</p>

八 選 管 第 1 6 8 号

平成19年10月22日

八尾市監査委員	西 浦 昭 夫 様
同	北 山 諒 一 様
同	浜 田 澄 子 様
同	内 藤 耕 一 様

八尾市選挙管理委員会

委員長 森 田 道 昭

監査の結果に対する措置の通知について

平成19年4月26日付け監査報告第19-2号の定期監査の結果に基づく措置を別紙のとおり
講じましたので、地方自治法第199条第12項の規定により報告いたします。

(別紙)

定期監査の結果に対する措置の内容

選挙管理委員会事務局

〔文書指摘分〕

指摘事項	講じた措置又は経過の報告（できるだけ具体的に記載して下さい。）
1 文書事務について (1) 伺書において、施行日等の記入のないもの、鉛筆で記入されているものが見受けられたので、適正な事務処理に改められたい。	措置状況 1. 措置済（平成19年5月1日） 伺書において、施行日等の記入のないものは、記入を行いました。 また、鉛筆で記入のされているものは、ボールペンで記入いたしました。今後、適正な事務処理を行ってまいります。
(2) 文書の収受において受付処理を行っていないもの、文書処理簿において相手方公文書番号及び受発者印がないものなどが見受けられたので、八尾市文書取扱規程に基づき適正に処理されたい。	措置状況 1. 措置済（平成19年5月1日） 文書の収受において受付処理を行っていないものは、受付処理を行いました。また、文書処理簿において相手方公文書番号及び受発者印がないものは、文書処理簿に記入いたしました。今後、八尾市文書取扱規程に基づき、適正な事務処理を行ってまいります。
(3) 大阪府委託金に係る交付申請及び精算報告において、一部決裁手続きを行わず処理されていたものが見受けられたので、市長の権限に属する事務の補助執行に関する規程及び八尾市事務処理規程に基づき適正に処理されたい。	措置状況 1. 措置済（平成19年10月2日） 指摘事項につきましては、平成19年度の大阪府委託金に係る交付申請及び精算報告において、市長の権限に属する事務の補助執行に関する規程及び八尾市事務処理規程に基づき、適正な事務処理を行うよう改めました。
2 契約事務について (1) 随意契約による業務委託契約について、適用条項及び理由が明記されていないものが見受けられたので、適正な事務処理に改められたい。	措置状況 1. 措置済（平成19年5月1日） 随意契約において、地方自治法施行令の適用条項及び理由の明記について漏れの無いよう適正に事務処理を行いました。今後、適正な事務処理を行ってまいります。
(2) 随意契約においては、原則として2者以上から見積書を徴することとなっているが、契約相手方からしか徴していないものや、複数の業務について同一業者から見積者を徴し契約されているものが見受けられた。価格の適正性や公平性を確保する観点から、見積書の徴取方法や契約方法について改められたい。	措置状況 3. 検討中 随意契約において、2者以上から見積書を徴します。また、価格の適正性や公平性を確保する観点から、見積書の徴取方法や入札について検討いたします。

<p>3 備品等の管理について</p> <p>備品台帳より抽出し現品と照合したところ、選挙関係の備品について選挙管理委員会独自のラベルを貼付し備品の管理をされているものの、市共通の備品番号シールを貼付されていないものが見受けられたので、貼付するよう努められたい。</p>	<p>措置状況 1. 措置済（平成19年5月1日）</p> <p>選挙関係の備品について、市共通の備品番号シールを貼付いたしました。</p> <p>今後、備品の管理を適正に行ってまいります。</p>
---	---